

## 「平成30年米原市竜巻災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

## 1 趣旨

平成30年6月29日に滋賀県米原市において発生した竜巻と推定される突風により被害を受けた方を支援するため義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会（以下「本会」という。）においても「平成30年米原市竜巻災害義援金」の募集を行うこととします。

## 2 義援金の名称

平成30年米原市竜巻災害義援金

## 3 受付期間

平成30年7月6日（金）から平成30年9月28日（金）まで

## 4 義援金受入れ口座

| 金融機関   | 支店名                      | 口座番号           | 口座名義                   |
|--------|--------------------------|----------------|------------------------|
| 滋賀銀行   | 県庁支店                     | 普通預金<br>523370 | 社会福祉法人 滋賀県共同募金会        |
| ゆうちょ銀行 | 口座記号番号<br>00980-4-195808 |                | 滋賀県共同募金会米原市竜巻災害<br>義援金 |

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

※義援物資の取扱はしていません。

## 5 義援金の配分

義援金については、「平成30年米原市竜巻災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。

## 6 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付してください。

後日領収書を発行いたします。

(平成30年7月6日制定)